

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：合同会社糸島
- (2) 代表者職氏名：代表社員 糸島 健治
- (3) 所 在 地：北海道河東郡上士幌町字上士幌東 5 線294番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 5 年 9 月 1 日認定「認2301004258」

令和 6 年 1 月11日認定「認2301007931」

同年 6 月24日認定「認2401001638」「認2401002206」

3 処分等内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。) 第16条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 9 月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第 1 項第 3 号（技能実習法第10条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：岩田 秀雄
- (2) 代表者氏名：岩田 秀雄
- (3) 所在地：茨城県結城郡八千代町新地382番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（13件）

令和 2 年 1 月 30 日 認定 「認1903009602」「認1903009603」
同年 5 月 20 日 認定 「認1903011229」
同年 6 月 11 日 認定 「認2003001678」
令和 3 年 12 月 23 日 認定 「認2103005184」
令和 4 年 4 月 8 日 認定 「認2203000039」
同年 7 月 7 日 認定 「認2203001213」「認2203001214」
同年 12 月 26 日 認定 「認2203004657」
令和 5 年 4 月 6 日 認定 「認2203009483」
同年 6 月 6 日 認定 「認2203008662」「認2203008663」
令和 6 年 2 月 26 日 認定 「認2303007924」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 9 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）違反により、拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑が確定したものと認められること、罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第 1 項第 3 号（技能実習法第10条第 1 号、第 2 号及び第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ウエタケ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 植竹 健次
 - (3) 所 在 地：栃木県栃木市岩舟町新里580番地 1
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）

平成30年12月12日認定「認1804060310」
令和 3 年 8 月31日認定「認2104013753」
令和 4 年12月 1 日認定「認2204033141」
- 3 処分等内容
技能実習法第16条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 7 年 9 月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
技能実習生との間で技能実習計画と反する内容の取決めをしていたことから、技能実習法第16条第 1 項第 2 号(技能実習法第 9 条第 6 号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社カガヤ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 加賀谷 浩一
- (3) 所 在 地：岩手県盛岡市芋田字武道 9 番地95

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（111件）

令和 3 年 8 月 5 日認定 「認2102001607」
同年 9 月 9 日認定 「認2102002541」「認2102002542」「認2102002543」
「認2102002544」「認2102002545」「認2102002546」
「認2102002547」
令和 4 年 8 月 30 日認定 「認2202002786」「認2202002787」「認2202002788」
「認2202002858」
同年 12 月 9 日認定 「認2202005255」「認2202005256」「認2202005257」
「認2202005357」「認2202005358」「認2202005359」
「認2202005360」「認2202005361」「認2202005362」
「認2202005363」「認2202005364」「認2202005365」
「認2202005366」「認2202005367」「認2202006245」
「認2202006246」「認2202006247」「認2202006248」
「認2202006249」「認2202006250」「認2202006251」
「認2202006252」
令和 5 年 1 月 31 日認定 「認2202006253」「認2202006254」「認2202006255」
「認2202006256」「認2202006257」
同年 5 月 8 日認定 「認2302000399」「認2302000400」「認2302000401」
「認2302000402」「認2302000403」「認2302000404」
「認2302000405」「認2302000406」「認2302000407」
「認2302000408」「認2302000409」
同年 8 月 18 日認定 「認2302004460」
同年 10 月 5 日認定 「認2302005943」「認2302005944」「認2302005945」
「認2302005946」「認2302005947」「認2302005948」
「認2302005949」「認2302005950」「認2302005951」
「認2302005952」
同年 11 月 10 日認定 「認2302008295」「認2302008296」「認2302008297」
「認2302008298」「認2302008299」「認2302008300」
「認2302008301」
令和 6 年 3 月 14 日認定 「認2302013531」「認2302013532」「認2302013533」
「認2302013534」「認2302013535」「認2302013536」
「認2302013537」「認2302013538」「認2302013539」
「認2302013540」「認2302013541」「認2302013542」
同年 4 月 4 日認定 「認2302011037」「認2302011038」「認2302011040」
「認2302011041」「認2302011042」
同年 8 月 6 日認定 「認2402004621」「認2402004622」「認2402004623」
「認2402004624」「認2402004625」「認2402004626」

「認2402004627」「認2402004628」「認2402004629」
「認2402004630」「認2402004631」「認2402004632」
同年 9 月 3 日認定「認2402004989」「認2402004990」「認2402004991」
「認2402004992」「認2402004993」「認2402004994」
「認2402004995」「認2402004996」「認2402004997」
「認2402004998」
令和 7 年 1 月 8 日認定「認2402006036」「認2402006037」「認2402006041」
同月14日認定「認2402010884」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年9月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(技能実習法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：木谷 久栄
- (2) 代表者氏名：木谷 久栄
- (3) 所在地：石川県白山市橋爪町13

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和3年4月9日認定「認2007008608」

同年5月13日認定「認2007008774」「認2007008775」

同年6月25日認定「認2107000786」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年9月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第2号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：佐藤技研株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 佐藤 清隆
- (3) 所 在 地：愛知県安城市根崎町西新切47番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（25件）

令和元年 7 月 8 日認定 「認1806068125」 「認1806068126」 「認1806068128」
同年 8 月 2 日認定 「認1906023272」 「認1906023273」 「認1906023274」
「認1906023275」
同月 6 日認定 「認1906025349」 「認1906025350」
同年10月10日認定 「認1906025348」
令和 2 年10月15日認定 「認2006006528」 「認2006006529」 「認2006006530」
「認2006006531」
令和 4 年 3 月18日認定 「認2106032231」 「認2106032232」 「認2106032233」
「認2106032234」
同年 5 月27日認定 「認2206002646」 「認2206002647」
同年 9 月15日認定 「認2206015442」
同年10月18日認定 「認2206018815」 「認2206018816」 「認2206018817」
「認2206018818」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 9 月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第 1 項第 3 号（技能実習法第10条第 2 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：サンワード株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 池田 智幸
 - (3) 所 在 地：大阪府大阪市天王寺区生玉町 2 番 3 号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1 件）
令和 4 年 2 月 25 日認定「認2108022137」
- 3 処分等内容
技能実習法第16条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 7 年 9 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
技能実習生との間で技能実習計画と反する内容の取決めをしていたことから、技能実習法第16条第 1 項第 2 号(技能実習法第 9 条第 6 号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：橋本 正臣
 - (2) 代表者氏名：橋本 正臣
 - (3) 所在地：愛知県田原市亀山町札ノ辻 7 番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1 件）
令和 6 年 2 月 27 日認定「認2306050070」
- 3 処分等内容
技能実習法第16条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 7 年 9 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
刑法（明治40年法律第45号）に違反したことにより、拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑が確定したと認められることから、技能実習法第16条第 1 項第 3 号（技能実習法第10条第 1 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：フナハシ技研株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 船橋 大助
- (3) 所 在 地：愛知県一宮市伝法寺2丁目3番地3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（13件）

令和4年9月7日認定	「認2206009260」
令和5年3月7日認定	「認2206038519」「認2206038520」
同年7月10日認定	「認2306001693」「認2306001694」「認2306001695」
同月11日認定	「認2306002657」
同年11月7日認定	「認2306024308」
令和6年6月19日認定	「認2406006064」
同年7月26日認定	「認2406011866」「認2406011867」「認2406011868」
同年10月24日認定	「認2406026429」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年9月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ベルム
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 眞部 賢二
- (3) 所 在 地：愛媛県今治市山路857番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14件）

平成30年10月31日認定「認1811004972」「認1811004973」
令和元年10月1日認定「認1911004082」「認1911004083」
令和2年11月11日認定「認2011003808」「認2011003809」
同年12月25日認定「認2011004612」「認2011004613」
令和5年1月27日認定「認2211004497」「認2211004498」
同年3月3日認定「認2211004679」「認2211004680」
同年3月9日認定「認2211003834」「認2211003835」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第5号の規定に基づき、令和7年9月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の答弁を行ったことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：吉川商社株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 包 飛虎
- (3) 所 在 地：山口県下関市綾羅木新町2丁目20番36－A－402号海浜マンション

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

令和5年9月8日認定「認2309008069」「認2309008070」「認2309008071」
令和6年12月27日認定「認2409015541」「認2409015542」「認2409015543」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和7年9月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

実習実施者である吉川商社株式会社は、技能実習法第10条第12号に定める法人であって、その役員の中に技能実習法第10条第2号及び第9号に該当する者がある者に該当し、技能実習法第16条第1項第3号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社R i v e r F i e l d
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 川野 智明
 - (3) 所 在 地：岐阜県岐阜市南蟬2丁目117番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和2年1月10日認定「認1906054780」
令和4年9月14日認定「変認2206000954」
- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和7年9月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。